

北 本 市 教 育 委 員 会 令 和 6 年 1 1 月 定 例 会 会 議 録						
1 日 時	令和6年11月26日（火） 午後2時00分から3時50分まで					
2 場 所	北本市役所 会議室3-F					
3 教育長の氏名	宮尾孝					
4 出席した委員の氏名	一	委員 黒川範子	三	委員 関根桂子	四	委員 森田高正
	五	委員 北條規				
5 欠席した委員の氏名	二	委員 久保田篤正				
6 説明のため出席した職員	坂口教育部長、磯野教育部参事、藤原教育総務課長、笹原学校教育課長、櫻井生涯学習課長、坂詰生涯学習課副参事、大平文化財保護課長					
議案及び報告件名	議 事 の 大 要					
1 開会の宣言	宮尾教育長： 令和6年北本市教育委員会11月定例会を開会する。					
2 会議録の承認について	宮尾教育長： 令和6年北本市教育委員会10月定例会の議事録について 質問、意見、訂正等あるか。					
	— 各委員、特に意見なし —					
	宮尾教育長： 当該議事録については、承認としてよろしいか。					
	— 各委員、了承 —					
3 会議録署名委員の指名について	宮尾教育長： 当該議事録は、承認する。					
	宮尾教育長： 本日の会議録の署名委員については、3番の関根委員にお願いする。					
	宮尾教育長： 本日の案件は、報告事項が5件、審議事項が6件の合計11件である。					
	宮尾教育長： 本日の案件は、報告事項が5件、審議事項が6件の合計11件である。 なお、本日の教委報告第70号については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、「非公開」としてよいか伺う。					
4 議事の取扱い	— 各委員、了承 —					
	宮尾教育長： 本日の教委報告第70号については、「非公開」とする。					
	宮尾教育長： 教委報告第66号「教育長の決裁処分（共催・後援）の報告について」について、学校教育課及び生涯学習課より説明をお願いします。					
	笹原学校教育課長： （教委報告第66号1の説明）					

分（共催・後援）の報告について」

櫻井生涯学習課長：（教委報告第66号2の説明）

宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。

黒川委員： キャリアアップ教育に関する副教材について、各学校に届いているということだが、活用状況はどうか。

笹原学校教育課長： 学校によっては、職場体験の事前学習の際に体験したい業種を調べる時に活用している。

北條委員： 市内でキャリア教育に協力してくれている事業者はどのくらいあるのか。

笹原学校教育課長： 80ぐらいの事業所に協力していただいている。
なるべく広範囲の事業職種の事業者をお願いしている。
幼稚園やスーパーマーケット等広い業種をお願いしている。

北條委員： 実際に生徒が体験して、学んだことを共有しているのか。

笹原学校教育課長： キャリア推進担当教諭から教育委員会に報告が上がるとともに、協力いただいた事業所へも子供達からこういう事を学べたということをフィードバックしている。
また事業所の方々にも再度職場体験を受け入れる時のために改善いただいている。

宮尾教育長： 農園、ガソリンスタンド、花屋等、多種多様な業種に職業体験を受け入れていただいている。
事業者の方から逆に感謝のお手紙をいただいたこともあり、学校だよりでも紹介したことがある。

森田委員： 職業体験のパンフレットについては、事業者がお金を払って掲載する形なのか。

笹原学校教育課長： そのとおりである。

森田委員： 市内で行っている職業体験と、パンフレットに掲載のある市内の事業者があれば、より効果的に複合的に学び、体験が出来ると感じる。
スキー教室の方については、北本市から毎年何人ぐらい参加されるのか。

櫻井生涯学習課長： 昨年度の参加者は18人であった。

	年々スキーの人口が減っていることもあり、参加者が減っている。 黒川委員： 親子スキーの形に出来ないのか、参加者が多少増えるのではないか。 櫻井生涯学習課長： スキー連盟からはそういったやり方に変えるということは聞いていない。 宮尾教育長： 主旨目的から、スキースポーツの普及を図ることがある。基礎スキー講習や級別テストの実施を行うとなっている。 宮尾教育長： 他に、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 宮尾教育長： 教委報告第66号については、了承としてよいか。 — 各委員、了承 — 宮尾教育長： 本件は、了承とする。
(2) 教委報告第67号「令和7年北本市成人式開催概要について」	宮尾教育長： 教委報告第67号「令和7年北本市成人式開催概要について」について、生涯学習課より説明をお願いします。 櫻井生涯学習課長： (教委報告第67号の説明) 宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。 黒川委員： ご講演をいただく方を選んだ経緯は。 櫻井生涯学習課長： オリンピックに出られている野球選手である。ハートピアでも講演をいただくこととなっており、成人式での講演についても快諾いただいた。 宮尾教育長： 他に、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 宮尾教育長： 教委報告第67号については、了承としてよいか。 — 各委員、了承 —

(3) 教委報告第68号「デーノタメ遺跡国史跡指定記念式典及びきたもと縄文まつり2024の開催について」	宮尾教育長： 本件は、了承とする。
	宮尾教育長： 教委報告第68号「デーノタメ遺跡国史跡指定記念式典及びきたもと縄文まつり2024の開催について」について、生涯学習課より説明をお願いする。
	大平文化財保護課長： (教委報告第68号の説明)
	宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。
	関根委員： イベント・ワークショップについて、参加は無料か。
	大平文化財保護課長： 無料で実施する。
	関根委員： 人数の制限はあるのか。
	大平文化財保護課長： 今のところ人数制限は予定していない。 第一回ということもあり、どれくらい集まっていたのかかわからないが、スタッフで対応し切れる範囲で行う。 同時に開催される&greenmarketについては、有料の部分がある。
	関根委員： このイベントについては、どのように周知しているのか。
	大平文化財保護課長： 広報きたもとに掲載し、ホームページにも掲載している。 また、各学校、公民館、駅にポスターを掲示している。
	関根委員： 児童生徒にチラシを配っているか。
	大平文化財保護課長： 人が集まり過ぎてワークショップ等が開催出来ないことにならないように、チラシの配布は行っていない。
	黒川委員： 式典も大切であるが、加えて市民の人が縄文まつりを通じてデーノタメ遺跡等をよく知っていただくことも大切。 市民の人で盛り上げていけるように、たくさん参加していただきたい。
	大平文化財保護課長： 出来る限り広報に努めたい。
	北條委員： 動画のプロモーションを作って配信するといったことは出来ないか。
	磯野教育部参事： デーノタメ遺跡についての動画をいくつか作っている。

ただし、業者に委託しているものではなく、職員が作ったもので、まだ市の公式のホームページに掲載していない。
今回の式典の際に見ていただけるような動画も作っており、それは式典で流したい。

宮尾教育長： 縄文まつりは次年度以降も継続するのか。

大平文化財保護課長： 予算の関係もあるが、次年度以降も継続して続けていきたいと考えている。

森田委員： デーノタメ遺跡が国指定史跡になり、デーノタメ遺跡を継続して大切にして、活用していきたい。

出来れば、この活用に参加してくれる若い人が出てきてくれることが大事。

市の職員だけで活用するのは難しく、むしろ若い市民でお手伝いしてもらって盛り上げていただければと思う。

大平文化財保護課長： デーノタメ遺跡だけでない縄文まつりとして、開催させていたでいる。

今回、デーノタメ縄文の森プロジェクトの皆さんにワークショップを担っていただいている。

こういった地域の方々の活躍の場を増やすことで活動を活発にしたいと考える。

団体との連携を密にしていきたい。

磯野教育部参事： 国の指定史跡になったことにより、市民とどのようにデーノタメ遺跡を育てていくかがとても重要で課題。

そこに子供達に参加してもらうことが大事。

今後はさらに行政側に近い形で活動していただける、友の会のような組織も検討していかなければならないと考える。

黒川委員： デーノタメの国指定史跡もあったので、中学校の部活で文化部、歴史部がうまく立ち上がってくれるといい。

笹原学校教育課長： 今後、部活動の地域移行といった動きが活発になる。

地域の団体に部活動を担っていただくことが出来る。

文化部、歴史部もそういう動きになることもある。

宮尾教育長： 国の遺跡が自分の街にあるということで、子供達が自分の街に誇りを持つ良い機会。

前向きに取り組んでいきたい。

磯野教育部参事： 今年度すでに中丸東小学校において出前事業を実施した。

	小学5年生で、歴史を学んでいない学年であるが、縄文は知っていて、反応よく聞いてもらった。 先生方から依頼をいただければ大変嬉しい。 宮尾教育長：他に、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 宮尾教育長：教委報告第68号については、了承としてよいか。 — 各委員、了承 — 宮尾教育長：本件は、了承とする。
(4) 教委報告第69号「北本中学校旧B棟の解体工事について」	宮尾教育長：教委報告第69号「北本中学校旧B棟の解体工事について、文化財保護課より説明をお願いする。」 太平文化財保護課長：（教委報告第69号の説明） 宮尾教育長：本件について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 宮尾教育長：教委報告第69号については、了承としてよいか。 — 各委員、了承 — 宮尾教育長：本件は、了承とする。
6 審議事項(公開案件)	宮尾教育長：審議事項に入る。
(5) 教委議案第35号「北本市立小・中学校職員服務規程別表様式の一部改正について」	宮尾教育長：教委議案第35号「北本市立小・中学校職員服務規程別表様式の一部改正について」について、学校教育課より説明をお願いする。 笹原学校教育課長：（教委議案第35号の説明） 宮尾教育長：本件について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 宮尾教育長：教委議案第35号については、可決としてよいか。

(6) 教委議案第40号「令和7年度北本市立小・中学校入学通知について」	— 各委員、了承 — 宮尾教育長： 本件は、可決とする。 宮尾教育長： 教委議案第40号「令和7年度北本市立小・中学校入学通知について」について、学校教育課より説明をお願いします。 笹原学校教育課長： (教委議案第40号の説明) 宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 宮尾教育長： 教委議案第40号については、可決としてよいか。
	— 各委員、了承 — 宮尾教育長： 本件は、可決とする。 (7) 教委議案第36号「北本市公民館設置及び管理条例等の一部を改正する条例の一部改正について」 宮尾教育長： 教委議案第36号「北本市公民館設置及び管理条例等の一部を改正する条例の一部改正について」について、生涯学習課より説明をお願いします。 櫻井生涯学習課長： (教委議案第36号の説明) 宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。 森田委員： 中央公民館が条例に記載されていないが、料金の改正はあるか。 櫻井生涯学習課長： 中央公民館は料金表が別に定められており、対象外となっている。 宮尾教育長： 他に、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 宮尾教育長： 教委議案第36号については、可決としてよいか。 — 各委員、了承 — 宮尾教育長： 本件は、可決とする。

(8) 教委議案第 37 号「北本市栄市民活動交流センター設置及び管理条例の施行期日を定める規則の制定について」	宮尾教育長： 教委議案第 37 号「北本市栄市民活動交流センター設置及び管理条例の施行期日を定める規則の制定について」について、生涯学習課より説明をお願いする。 坂詰生涯学習課副参事： (教委議案第 37 号の説明) 宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 宮尾教育長： 教委議案第 37 号については、可決としてよいか。 — 各委員、了承 — 宮尾教育長： 本件は、可決とする。
(9) 教委議案第 38 号「公の施設の指定管理候補者の選定結果について (地区公民館等)」	宮尾教育長： 教委議案第 38 号「公の施設の指定管理候補者の選定結果について (地区公民館等)」について、生涯学習課より説明をお願いする。 坂詰生涯学習課副参事： (教委議案第 38 号の説明) 宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。 — 各委員、了承 — 宮尾教育長： 本件は、可決とする。
(10) 教委議案第 39 号「公の施設の指定管理候補者の選定結果について (栄市民活動交流センター)」	宮尾教育長： 教委議案第 39 号「公の施設の指定管理候補者の選定結果について (栄市民活動交流センター)」について、生涯学習課より説明をお願いする。 坂詰生涯学習課副参事： (教委議案第 39 号の説明) 宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。 — 各委員、了承 — 宮尾教育長： 本件は、可決とする。
7 報告事項(非公開案件)	宮尾教育長： 非公開案件の報告事項に入る。
(11) 教委報告第	宮尾教育長： 教委報告第 70 号「北本市スポーツ推進審議会委員の委嘱に

70号「北本市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」	について」について、生涯学習課より説明をお願いする。 櫻井生涯学習課長：（教委報告第70号の説明） 宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 宮尾教育長： 教委報告第70号については、了承としてよいか。 — 各委員、了承 — 宮尾教育長： 本件は、了承とする。
8 その他	宮尾教育長： その他、事務局から連絡事項はあるか。 教育総務課：（学校給食市内飲食店コラボ企画について） 北條委員： 学校給食のレシピを作成するのか、実食まで行うのか。 教育総務課： 飲食店で普段出しているようなメニューを給食で出せるように調整して、お店監修のメニューを作って給食で提供する。広報にも依頼して、事業全体の取材をしてもらう予定。 黒川委員： 新しい取組みで大変だと思うが、良い取組みである。応募状況はどうか。 教育総務課： 今のところ3件ぐらい申請をいただける予定。 教育総務課：（北本市立学校の適正規模等に関する現状について） 黒川委員： 保護者の意見として、クラス替えが無いのは厳しいという意見があることはわかるが、小学校は歩いて通える距離でなければ、スクールバスを出すことになるのか。 地域で子供を育てるという観点からも、歩いて登校でき、地域のサポートを受けながら生活することが必要。 また、学校は、地域の文化的センター・拠り所としての役目もあると思う。 学校を維持していくために経済的に考慮することもあると思うが、慎重に考えるべきだと考える。 森田委員： 1学年1学級の学校はどのくらいあるのか。

9 閉会の宣言	教育総務課： 中丸東小学校が全校で6学級、石戸小学校が全校で10学級である。 関根委員： 1学級の人数も適正規模の最小値なのか。 教育総務課： 中丸東小学校で言えば、令和6年4月で1年生が25人、2年生が24人、3年生が26人、4年生が32人、5年生が25人、6年生が39人である。 森田委員： 将来的には統廃合しなければならないと思うが、もっと過疎化しているところもある。 慎重に検討すべき案件である。 南小学校では、児童数が増加していることもあり、宅地開発等複合的な面を見ながら検討する必要がある。 関根委員： 個人的に保護者の観点から見ると、人数が少ないよりも人数が多い方が子供達の経験といったところ等、メリットが多いと思う。 ただし、登下校で距離が長くなり危険なところもあるため、工夫が必要だと考える。 北條委員： クラス替えを考えると、一定以上の分母は必要だと思う。 一方で、100年以上前からあった学校がその地域から無くなるといったことが起こると、その地域が寂しいことになる。 地域の拠り所といった部分も考慮しながら検討しなくてはいけない。 学校教育課： (市内小・中学校卒業式について) 教育総務課： (令和6年第4回北本市議会定例会一般質問について) 宮尾教育長： 以上をもって、北本市教育委員会11月定例会を閉会する。
	北本市教育委員会会議規則第17条の規定により、署名する。 令和6年12月26日 教育長 宮尾 孝 署名委員 関根 裕子 書記 落合 元